

# 朝鮮半島と静岡県

小池善之

## 1 はじめに

日本と大韓民国（以下、韓国とする）、朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮とする）との関係は、現在良好ではない。朝鮮半島にある両国は隣国であると同時に、かつて大日本帝国の植民地であった。そのような両国と日本との関係がうまくいっていないということは悲しむべきことである。

その理由は、日本と両国との間には解決すべき歴史に関わる重要な問題があるからだ。「従軍慰安婦」問題、もと徴用工の問題、拉致問題、そしてレーダー照射事件など。しかしその背景には、日本国が過去の植民地支配の問題を直視することなく、植民地支配によって生じたさまざまな被害に対してなすべき謝罪や補償をせずに 1945 年以降の日韓・日朝間の歴史を刻んできたことにあり、同時に日本人が朝鮮半島の人々に思いを馳せることなく来たことにある。残念ながら、こうした問題についての日本人の認識はますます弱くなっているように思う。

しかし静岡県には、そうした問題を真摯に考え行動した経験がある。日本と朝鮮半島の歴史的關係を考える契機になることを期待して、その経験を記す。その経験とは、1990 年代に静岡県で活動した「静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会」の活動であり、また戦後補償裁判としての「朝鮮人女子勤労挺身隊 公式謝罪等請求訴訟」である。

なお本稿は、それらの経験を記す前に、静岡県における朝鮮人の歴史的動向について触れることとする。

## 2 静岡県在留朝鮮人の動向

### (1) 静岡県と朝鮮

静岡県と朝鮮半島の人びととの関わりは古代から続いている。浜松市浜北区には積石塚古墳があるが、それは朝鮮半島の北部に多くある墳墓だという。古代から朝鮮半島から多くの人々が渡来してきたことは歴史的に証明されている。私たちの先祖にも、朝鮮半島をルーツとする人びとがたくさんいるはずである。

また近世に於いては、朝鮮通信使が東海道を通り、その足跡は静岡市清水区にある清見寺を筆頭に各所に残されている。

古来から、静岡県域は、日本のその他の地域と同様に、朝鮮半島とのつながりが厳然と存在している。そのつながりがより深くなるのは、近代からであった。今その歴史をつまびらかにするとすると紙数が足らなくなるので、必要な限り言及しておく。

### (2) 静岡県域の在留朝鮮人

1910 年 8 月 22 日、韓国併合条約が調印され、29 日公布施行された。近代日本国家の成立直後から開始された朝鮮への侵略は、1905 年日本政府が強制的に調印させた第二次日韓協約（乙巳条約）による保護国化を経て、この併合条約で完結した。それは韓国（1897 年、朝鮮は国号を「大韓帝国」とした）の「廃滅」＝植民地化であった。1945 年 8 月の日本の敗戦に伴う解放までの間、朝鮮は朝鮮総督府による強権的な支配下におかれた。総督府の頂点には天皇に直隷する総督（陸海軍大将）が君臨し、軍隊の統率のみならず行政・司法・立法のすべての権力

を掌握した。そしてサーベルを着けた日本の憲兵はじめ警察・官吏による横暴な支配統制は、朝鮮民衆を「奴隷状態」（カイロ宣言）においた。

この韓国併合を、多くの日本国民と同様、静岡県民は支持賛美した。1910年8月30日、「日韓併合」を祝う静岡市官民合同祝賀会が浅間神社拝殿で挙行され300人が集まった。「君が代」奏楽の後、長島静岡市長は、4年間ほど大韓帝国を保護下に置いたが治安の保持を全うできず併合に至った、併合によって韓国の民衆は天皇の仁政に浴することとなった、我々は国威発展にともなう責任を覚悟しなければならない、と演説した。

この頃から、静岡県域に朝鮮人の姿が見られるようになる。

静岡県在留朝鮮人は、資料的にみると併合前からである。1909年、安倍郡長田村の石部隧道工事、あるいは小笠郡佐塚村の道路工事に従事していたという新聞報道がある。併合前から朝鮮人は出稼ぎ労働者として日本国内で働いていたが、短期間で移動する朝鮮人は各種の統計に記載されることはなかった。

内務省統計に県内在留朝鮮人数が表れるのは1913年の10人からであるが、その前年の警視庁の報告「清国人朝鮮人及革命党調」には、1911年末県内には朝鮮人18人が在留し、その内10人が土工、3人が三島の職工、2人が久根鉱山（現浜松市北区）の坑夫であったことが記されている。

全国的に在日朝鮮人数が増え始めるのは1917、8年からで、1920年の国勢調査における県内在留朝鮮人数は131人、彼らは土木建築現場、繊維工場、鉱山など、主に熱海線・丹那トンネル工事に従事していた。1922、3年からは大幅に増加し、この頃、県在留朝鮮人は1000人を超えた。その後は日本の労働力需要の影響を受けつつ増減を繰り返し、1939年からは一万人を超えるようになる。言うまでもなく、強制的な労務動員が開始されたからである。

### （3）戦時体制と在留朝鮮人

1937年7月の盧溝橋事件に始まる日中全面戦争は、在日朝鮮人の生活にも大きな影響を与えた。在留朝鮮人は治安の対象であると同時に、「皇軍慰問品」の供出、勤労奉仕など国策に協力させられた。また1939年になって政府は、警察署毎に協和会をつくり、朝鮮人を入会させ統制するようになった。協和会の具体的な活動としては、神社参拝、勤労奉仕、日本語教育をはじめとした各種講習会への参加強制、軍事教練、朝鮮服の全廃、日本語使用、国旗掲揚、納税思想の普及、貯蓄奨励などがあり、朝鮮人の「皇民化」が推し進められ、1940年には協和会会員証（協和会手帳）が在留朝鮮人の世帯主等に配付された。会員証には、本籍、現住所、氏名などの記載と共に写真が貼付され、君が代や「皇国臣民の誓詞」も記載されていた。在留朝鮮人統制の一手段として利用された。

また「創氏改名」や徴兵制も制度化された。戦争を担う朝鮮人＝「皇国臣民」にするためであった。時系列に記せば、1938年2月徴兵制の試行としての陸軍特別志願兵の設置、1940年2月11日からは「創氏改名」が行われた。

※朝鮮では父系の血統を表す姓を生涯持ち続ける。したがって結婚後も姓を変えないから、一家族に数姓あるのが普通である。そこに日本の家制度を表徴する氏を創ることを強制したのである。その際朝鮮人は、日本人式の氏を名乗るよう強要され、さらに氏だけ日本人式にするのではなく、名も同様に改めることが勧められた。まさに「創氏改名」である。

1942年5月、1944年度から朝鮮に徴兵制を施行するという閣議決定が下され、県内でも在留朝鮮人に対する徴兵検査が、1944年4月から8月まで行なわれた。

#### (4) 強制的労務動員始まる

日中戦争の全面化は兵士の需要を高めた。農村や職場から多くの男性が戦場に送られ、日本は極度の労働力不足となった。そこで取り込まれたのが、朝鮮人を国内に移入し働かせることであった。

1938年5月、国家総動員法が施行され、9月には労務動員実施計画を策定することが閣議決定された。翌39年7月の閣議は、企画院より上申された「昭和一四年度労務動員実施計画綱領」を決定した。そこには目標数として8万5000人の「移住朝鮮人」を供給すると記されていた。募集方式の労務動員が開始された。

※ただし、この頃一般朝鮮人労働者の日本への渡航は抑制されていた。

募集方式による労務動員は、厚生省の雇用認可を受けた事業主が朝鮮総督府から募集許可を得、指定された地域で割当て人数の募集をし集団渡航させるというもので、形式は事業主の責任に基づく自由募集に見えるが、実態は朝鮮官憲による強制供出をも辞さずという統制下で行なわれ、また動員される労働者には職業選択の自由はもちろんなく、全国各地の鉱山、炭鉱、土木建築現場、工場へ配属された。雇用期間は2年間とされた。

1942年2月からは官斡旋方式による労務動員が始まる。日本で雇用の承認を得た事業主が総督府に斡旋を申請すると総督府が人員を道別に割り振る、通知を受けた道は職業紹介所及び郡島を通して面に人数を割当て、面はその人数を調達した上5～10人を1組に、2～4組を1班とし、5班内外をもって一隊として編成する、そして職業紹介所及び郡島は、出発地において事業主あるいは代理人たる朝鮮労務協会に引渡し、集団渡航させるというものであった。

官斡旋方式の採用の背景の理由は、動員された朝鮮人による抵抗としての逃亡があまりに多かったことにある。また募集方式によっては計画通り内地への移入ができなかったこと、さらに朝鮮全域における労働力適正配置計画実施のため、より強権的な方法が必要とされたのである。

そして1944年2月朝鮮に国民徴用令が発動された。まず工場、鉱山の現員徴用が行なわれ17万人の労働者が重要時局産業に緊縛された。8月には「移出」労働者にも適用され、1944年度20万1189人、45年度9786人が内地へと徴用されていった。徴用方式の動員が募集、官斡旋と違うところは、拒否すると罰則が課されること、国家が行政処分として労働者を徴用しその後事業主と雇用契約を結ばせるという二重の雇用関係にあったこと、そして軍要員(軍属)として陸海軍工場、陣地構築などへの強制動員であったことである。なお動員方式は募集、官斡旋、徴用と継起的に展開するが、実態としては併存した。

このような強制的労務動員により、1939年から45年までの間に、80万人が朝鮮から内地へ「移入」された。

#### (4) 静岡県内への「強制連行」

前述したように、強制的労務動員が開始された1939年から県内在留朝鮮人数に急激な増加がみられる。これは本県にも多くの朝鮮人が動員されてきたことを示している。実際県内の鉱山、土木建設現場、軍需関連工場などに動員された朝鮮人の実数は1万人をこえると推定される(表参照)。

その中のひとり、1942年5月、日本鉱業峰之沢鉱山(現浜松市天竜区)に官斡旋方式で動員された全華寿(1922年生)の例をみてみよう。慶尚南道固城郡で農業をしていた全は、面事務所の役人と派出所の警察官に鉱山に行くことを命令された。命令を拒否できる時代ではなか

った。全は小学校教育を受け、日本語ができたので朝鮮人約 50 人の班長に任命され、鉱山の労務主任と共に玄界灘を渡ったが、どこへ行くのかは到着するまで知らされなかった。鉱山では粉塵の舞う坑内で銅を掘る坑夫として働いた。1 日 8 時間の 3 交替労働、賃金は 1 日 2 円であった。飯場で生活したが、飯場は逃亡を防ぐため門がかけられた。しかしそれでも逃亡者は続出した。逃亡に失敗して連れ戻された朝鮮人は、見せしめのため大勢の見ている前で鶴嘴の棒でひどく叩かれ半殺しにされた。それだけでなく日本人は何かと理由をつけては朝鮮人を殴り、暴力は日常茶飯事であった。1945 年 2 月選鉱場の火災により操業不能となったため、全は朝鮮に帰還した。

※全華寿は、なぜ日本人はあんなにもむやみに暴力を振るうのかと思ったという。

戦時中対戦車砲や榴弾などの弾丸を製造していた鈴木織機（現スズキ自動車）にも朝鮮人は動員された。同社は徴用で 120 人の割り当てを受け、1944 年 1 月 118 人を入所させた。そのほとんど全員が平安北道寧辺郡出身で 30 歳代、51 人が旋盤工、21 人が鍛工であった（「厚生省調査報告書」）。「主要軍需品製造施設一覧表」によると同社高塚工場は戦災を受けていないにもかかわらず利用生産能力は 20 以下ときわめて低いことから、彼らは生産能力を高めるため、技能工集団として組織的に動員されてきた可能性がある。

### 3 「静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会」の活動

#### (1) 静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会

「静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会」（以下、記録する会とする）が発足したのは 1991 年 12 月であった。この年、静岡県近代史研究会の内部で、枝村三郎らが結成を呼びかけ、それに庾妙達、金勇の在日コリアンが加わり、12 月に 28 名で発足し、「記録する会ニュース」も発行された。代表は海野福寿が就任した。

翌 1992 年 4 月 4 日、第 1 回例会が静岡県社会福祉会館で開かれ、在日コリアンの朴聖沢（朝鮮総連県本部顧問）、箕錫烈（大韓民国居留民団清水支部長）がそれぞれの「自分史」を語った。5 月には掛川市に戦争遺跡として残っていた中島飛行機地下工場跡の保存を求める要望書を榛村純一掛川市長に提出した。

※この地下工場は以下のような経緯がある。

1943 年 3 月、戦闘機車などを製造していた中島飛行機は航空機用エンジン増産のため浜松市内に工場を建設し始めた。翌年 8 月工場はほぼ完工し、11 月には試作エンジンが完成した。しかし 12 月 7 日の東南海地震で工場はほとんど倒壊し、さらに翌年月には空襲を受けた。そのため中島飛行機浜松製作所は疎開することとなり、疎開先を小笠郡原谷、桜木両村（現掛川市）の山間部に求めた。山腹にトンネルを掘り、そこに地下工場を建設しようとしたのである。その労働力として、被徴用朝鮮人労働者をはじめ、逃亡してきた朝鮮人、戦前から在留していた朝鮮人ら約 3000 人が集められた。

1945 年 4 月、トンネルの掘削が開始された。建設は清水組（現清水建設）、勝呂組（現住友建設）などが請負った。それぞれの組には、飯場頭に連れられた 30~40 人の集団があり、4~5 人が班をつくって一つのトンネルを掘削した。彼らは全くの日陰に建てられた飯場や民家の離れなどで生活しながら、7 月完工めざし突貫作業に従事した。また地盤が砂質であったため落盤事故がしばしば起こり、怪我人も多く、死亡した者もいた。工事は予定より遅れ、カモフラージュされた地上施設では部品製造が行なわれたが、トンネル内での製造はできないまま敗戦を迎えた。

8 月には、掛川市から、トンネルがあるところは民有地であるなどの問題を解決しながら実

測調査に取り組むという回答が届いた。回答が実測調査についてのみ記されていたことから、再度掛川市に文献調査、聞き取りなどを行って欲しいと要望したところ、市は1993年度の予算（700万円の予算がつけられた）で調査委員会を設けると約束した（この問題については後述する）。

「記録する会」は、8月には天竜川筋にある朝鮮人強制連行跡のフィールドワークを行い、10月には民団静岡の本部議長である金松坤に「自分史」を語っていただいた。民団と朝鮮総連とは過去激しい対立があったが、例会の場では思い出話が和やかな雰囲気でも語られた。12月には牧之原地域のフィールドワークを行い、1993年1月には海野福寿代表による「朝鮮人強制連行について」と題する講演会と総会が行われた。1993年3月には清水市（静岡市清水区）でフィールドワークが行われた。

また1990年から、「朝鮮人・中国人 強制連行・強制労働を全国交流集会」が毎年開催されるようになり、1992年12月9日に開催された「日本の戦後補償に関する国際公聴会」が開かれ、メンバーはこれらに積極的に参加した。1994年8月の「戦後補償国際フォーラム」にも参加した。1990年代前半は、こうした集会在数多く開かれていた。

## （2）掛川地下工場跡の調査

「記録する会」の要請に対して、榛村掛川市長は調査を行うことを約束したが、しかし調査は遅れた。掛川市はこの調査に関して、「記録する会」と連絡を取りながら進めるとしていたにもかかわらず、一切の連絡はされなかった、「記録する会」は何度も掛川市役所に足を運び担当者と話し合った。『毎日新聞』も、1993年8月15日付の遠州版記事で、「軍需用地下工場跡 調査委設置遅れる 予算ついて行政動かす」と報じた。

掛川市は1993年10月からトンネルの実測調査を始めたが調査委員会の設置はなされなかった。掛川市の調査結果にもとづいて、11月23日「記録する会」はフィールドワークを行ったが、未調査のトンネルが3本あることを発見し、市に連絡した。1994年1月に市と懇談したが、実測調査とアリの般的な聞き取りが行われただけであった。市の担当者に尋ねても、いつも「あまり進んでいません」という回答ばかりであった。

1995年3月、「記録する会」は、榛村市長に再度要望書を提出した。今までの経緯を記し、「調査・記録・保存」をしっかりと行い、長野県松本市のようにきちんとした報告書を出して欲しいという内容のものであった。

1995年7月、「記録する会」に対して市は口頭で回答した。それによると、1993年度の700万円はほとんど実測調査に宛てたこと、1995年度に補正予算を組み、聞き取りや関連資料の収集など本格的な調査を行うというものであった。

調査委員会には、地元からはもと市職員高木実、地下工場建設に従事した榛村隆一、もと教員小関春子、「記録する会」から小池善之が入った。調査委員会は、諸資料を収集し、工事に従事した朝鮮人、工事を見つめていた地元の人びと、工場の後処理に関わった人びとから証言を集め、また関係者の座談会も行った。

それらをまとめて、1997年10月『掛川市における戦時下の地下軍需工場の建設と朝鮮人の労働に関する調査報告書』を刊行した。A4版、全文270頁の報告書は、本文編と資料編に分かれ、本文編では戦時下の朝鮮人労働者の概説、地下工場建設の経緯を記し、資料編では証言、米国戦略爆撃団報告、地下工場（トンネル）測量調査の概要などを収載した。

調査の中でもっとも印象に残っている証言は、朝鮮人の宿泊場所であった飯場では、1945

年 8 月 15 日夜、朝鮮人がたき火の周りで民族服を着て祖国の独立を喜ぶ姿が見られたこと、飯場には太極旗が掲げられていたこと、である。

#### 4 朝鮮人女子勤労挺身隊と東京麻糸紡績株式会社

朝鮮人の「強制連行」は男子だけではなかった。

1916 年創立の東京麻糸紡績株式会社沼津工場（駿東郡大岡村、現沼津市）は、昭和初期より朝鮮人女子労働力を使用していた。戦時下「強制連行」が行なわれるようになってからは、同工場では労務動員政策を利用するなかで朝鮮人女子労働力を確保、1942 年には「労計女工」（おそらく労務動員計画による女工）270 人の存在が記録されている（中央協和会『協和事業年鑑』）。そして朝鮮において 1944 年 3 月から本格的に送付されはじめた女子勤労挺身隊をも利用して労働力確保につとめた。挺身隊として動員された女子には、12 歳の国民学校の子どももいた。その事例を紹介しよう。

1944 年 4 月、釜山の有楽国民学校の 6 年生であった李英善、鄭水蓮、姜容珠は担任の日本人教師から挺身隊に行けば勉強ができる、日本の工場は給料もよいなどといわれ挺身隊に応募した。動員先は事前に知らされてはいなかったが、彼女たちが到着したところは沼津市外大岡にあった東京麻糸紡績沼津工場であった。当時工場はテント、大砲などのカバー、航空機の翼にする麻布などを製造する軍需工場であった。李、姜は七時から一八時半まで、切れた麻糸をつなぐ仕事をした。ずっと立ちっぱなしであった。空腹に悩まされながら、彼女たちは寄宿舎で生活した。満期は二年間と聞いていたので、満期をひたすら待ったという。

1945 年 7 月 17 日の沼津空襲は工場をほぼ完全に破壊した。そのため彼女たちは富士紡績小山工場（駿東郡小山町）に移ったが、ほどなく敗戦となった。9 月 30 日鄭、李は新潟から、姜は空襲による怪我で遅れ下関から釜山へと帰還した。彼女たちは一年以上働いたが、この間の労働の対価を受け取っていない。帰還するときに、賃金は後から送るからと言われたが、送られてくることはなかった。

同じような体験をした大韓民国在住の禹貞順、曹甲順は、同工場で働いていたもと朝鮮人女子勤労挺身隊を代表して、静岡で労働の対価を求めて訴訟を起こしたいという意思を表明した。その要請に応じて、大橋昭夫、森下文雄、杉山繁二郎、萩原繁之、山本晴太、久保田和之、塩沢忠和らを代理人（弁護士）として、静岡地方裁判所に提訴した（「朝鮮人女子勤労挺身隊 公式謝罪等請求訴訟」）。1997 年 4 月 14 日のことである。

被告は日本政府である。というのも東京麻糸紡績はすでになく（帝人株式会社が吸収合併した）、朝鮮人女子勤労挺身隊の日本移入は国策として行われていたからであり、また彼女たちの賃金は国に供託されていたからである。請求内容は公式の謝罪とそれぞれに 3000 万円を支払え、というものである。

静岡地裁での第一審は、1997 年 7 月 17 日から 11 回の口頭弁論を経て 2000 年 1 月 27 日に判決を迎えた。全面敗訴であった。すぐに控訴し、第二審は東京高等裁判所で行われた。東京高裁では 7 回の口頭弁論が行われ、その間山田昭次氏に「朝鮮女子勤労挺身隊」についての詳細な意見書を作成していただいた。2002 年 1 月 15 日、控訴は棄却された。戦後補償の請求は、他の裁判も同様であるが、きわめて厳しい結果となっていた。原告と弁護団、支援する会は、最高裁判所に上告した。

控訴審判決の日、原告禹貞順、裁判の原告にはならなかったが同じように東京麻糸紡績沼津

工場で働いたことがある尹任珠と共に、同訴訟を支援する会の小池善之は、帝人株式会社の顧問弁護士の事務所で同社の法対部長と会見した。尹、禹両者が承継会社に自分たちの思いを聞いてもらいたいという気持ちがあったこと、政府が応答しないなら当該企業に働きかけてみようということからであった。後者について、帝人株式会社は法的承継関係があるだけで朝鮮人女子勤労挺身隊を直接雇用したわけではないことから訴訟の相手にしなかったことなど訴訟について説明した。同社からは給与は国に供託したと聞いていると説明を受けた。小池は、「未払い賃金というかたちでなくとも、帝人が拠出しやすい「見舞金」とかでだせないか。私たちは「基金」を立ち上げるつもりであるが、それに拠出できないか」などと求めた。顧問弁護士は、「基金」への拠出がもっともだしやすいと言われた。

その後も何度か帝人と話し合いをもった。帝人は当初から前向きな姿勢で、ただ帝人だけが拠出するには株主に説明できない、帝人以外の会社にも拠金するようにはしてほしいと言われ、小池はそのための努力をしたが帝人の求めに対応できなかった。また訴訟に関わるメンバーや他の訴訟の支援団体からは、「見舞金」というかたちで企業から拠出させることは肯定できない、戦後補償問題の本質からの逸脱であるという批判も投げかけられた。

帝人との交渉が進まないなか、帝人からの支払いを受ける代わりに募金の拠出を求め、支援者から 32 万 4000 円を集め、2003 年 1 月 5 日に釜山で原告らに渡した。

その後、帝人は 2004 年 1 月 13 日、訴訟の原告だけではなく、東京麻糸紡績沼津工場に女子挺身隊員として働いた 14 人に対して、それぞれ 20 万円を拠出した。ただし、この 14 人の中には原告の一人曹甲順が入っていない。曹甲順は 2003 年 10 月に亡くなっていたからである。

上告した訴訟は、2003 年 3 月 27 日、上告棄却の知らせを受けた。司法は、原告らの願いを完璧に踏みにじったのである。

しかし、国相手の裁判は負けたとはいえ、東京麻糸紡績の承継企業である帝人が、少ないとはいえ一人 20 万円を支給したことは、評価されてもよいと考える。

支給されたとき、帝人からは公にして欲しくないということをいわれたが、戦後補償について、政府は一切対応せず、また司法も原告らの請求を次々としりぞけ、経済界も誠実な対応を見せなかったとき、帝人だけが誠実な対応をしたとすることができる。

なおこの訴訟に関しては、「東京麻糸紡績沼津工場朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟を支援する会」が結成され、訴訟を様々なかたちで支援した。

## 5 「韓国併合 100 年・静岡共同行動」から「静岡朝鮮学校・友の会」へ

大韓帝国は、1910 年大日本帝国に強制的に併合された。2010 年は韓国併合 100 年であった。その歴史を検証する動きが、森正孝さんを中心に静岡市でも開始された。「韓国強制併合 100 年・静岡共同行動」である。2010 年 3 月、呼びかけ人会を開催した。そこには日本人 60 名、在日韓国朝鮮人 23 名が集った。同会は、①植民地支配の清算と歴史の克服をめざす、②在日朝鮮・韓国人への差別、排外主義を許さず人権を守る、③日朝正常化を一刻も早く行うよう世論を高めることを目的として掲げ、その後、朝鮮学校無償化排除問題に関して民主党県連、社会民主党県連に申し入れを行う一方、目的に関わる学習会を 3 回開き、6 月には発足集会をもった。そこで記念講演をしたのは静岡市出身の和田春樹氏（東大名誉教授）で、「日本と朝鮮・韓国の過去と今を問う」というテーマであった。

7 月には静岡朝鮮初中級学校との交流会・授業参観を行い、オモニ会、教員達と交流、8 月

には静岡市民文化会館展示室で「日本は朝鮮に何をしたのか」をテーマとしたパネル展示を行った。また8月から12月にかけて、強制的に労務動員された朝鮮人を使役した鈴与、豊年製油（現J-オイルミルズ）、日本軽金属蒲原工場、清水工場に対して、「強制連行」、「強制労働」の実態などを明らかにさせる運動も行った。しかしこれらの企業は誠意ある対応をせず、実態究明に取り組もうという意思さえ示さなかった。「植民地支配の清算と歴史の克服」、すなわち「強制労働」等の調査は、朝鮮人労働者を使役した企業こそが率先して進めていかなければならないはずである。

2011年には、『知っていますか？在日コリアンのこと』という小冊子を発刊するなど精力的な活動を行ってきたが、同会は2012年10月に発足した「静岡朝鮮学校・友の会」へと発展的につながっていった。

2010年、教育の機会均等を図る目的で導入された「高校授業料無償化」政策ではあるが、唯一朝鮮学校のみが除外されるということが継続されている。これは明確に国家による差別であり、到底容認できないことである。それだけでなく、各地にある朝鮮学校への差別的言動もあとを絶たない。

「静岡朝鮮学校・友の会」は、そうした否定すべき状況を克服すべく、在日コリアンとの交流を通じて相互理解を深めていくことを目的としている。それは、近代以降の日朝・日韓関係の歴史を見つめていくことにもつながるはずである。

## 6 おわりに

はじめにで記したように、日本と韓国、朝鮮との関係は冷え切っている。隣国とのこうした状態は改善されなければならない。しかし、日本人のなかには“嫌韓”と称して韓国人や朝鮮人に対して、公然とヘイトスピーチをおこなう者がいる。許されないことである。

また戦時期に強制的に労務動員された韓国の老人たちが、戦後補償の請求に耳を傾けない日本の司法を見限って韓国内で戦後補償裁判を闘っている。韓国の裁判所は、彼らの請求を真摯に受け止めて、日本企業に対して厳しい判決を下している。その判決について日本の政治家やマスコミは批判的であるが、しかし日本が戦後、こうした問題を無視してきたことが、こうした事態を引き起こしていることをしっかりと見つめなければならない。私たちは、近代以降の日本と朝鮮との歴史を振り返り、その歴史を謙虚に見つめ直し、隣国である朝鮮半島の両国ならびにその民衆と、どうしたら善隣友好関係を築いていくことができるかをさぐっていかなければならない。

静岡県における「朝鮮人強制連行」を歴史的に明らかにする活動、韓国の女性と一緒に戦後補償を求めた戦後補償裁判、そして現在行われている静岡朝鮮学校との交流など、これらの市民の動きは日韓・日朝関係を改善させる有効な手段となっている。こうした動きは、もっと活発になっていかなければいけない。